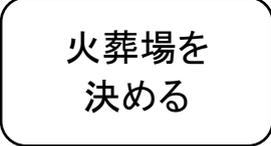


死産（妊娠満12週以降）の際のお手続きの流れ（ご火葬まで）

（2024年12月1日更新）

お手続き	詳細	問い合わせ先
<div style="text-align: center;">  <p>死産</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院にて「死産証書」が発行されます。 ・死産に係るご火葬までのお手続きを葬祭業者様にご依頼される方もいらっしゃいます。その場合はご自身で葬儀業者様をお調べのうえ、ご依頼ください。藤沢市から葬儀業者様の斡旋等は特にございません。 	届出に関して 市民窓口センター 0466-50-8268
<div style="text-align: center;">  <p>火葬場を 決める</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市には藤沢聖苑という火葬場があります。ご利用の場合は事前のご予約が必要です。 ・藤沢聖苑の火葬炉運転時間は「9:00」及び「10:00」です。なお、父及び母の住民登録地が藤沢市外の場合、火葬炉運転時間は「9:00」のみです。 ・藤沢聖苑の使用料は父または母の住民登録地が藤沢市内の場合「¥5,000」、父及び母の住民登録地が藤沢市外の場合「¥50,000」です。 ・藤沢聖苑以外の火葬場をご利用の場合は、事前に他の火葬場へ直接お問い合わせをお願いいたします。 	火葬場のご予約 平日8:30～17:00 市民窓口センター 0466-50-8268 平日17:00～8:30 土日祝日 中央管理室 0466-25-1114
<div style="text-align: center;">  <p>届出</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出先は届出人の所在地もしくは死産があった場所の市区町村です。 ・届出先が藤沢市の場合、届出のお受付は市役所本庁舎1階の市民窓口センターもしくは市民センターです。 ・届出後に死胎火葬許可証を発行いたします。 ・藤沢聖苑ご利用の場合は藤沢聖苑使用許可証も併せて発行いたします。 ・藤沢聖苑をご利用の方で死産届を藤沢市以外にご提出いただいた場合、死胎火葬許可証及び藤沢聖苑の使用料をご持参のうえ市民窓口センターもしくは市民センターにご来庁ください。藤沢聖苑使用許可証を発行いたします。 	届出に関して 市民窓口センター 0466-50-8268
<div style="text-align: center;">  <p>火葬</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出後に藤沢聖苑事務室とのご調整をお願いいたします。注意事項や持参物等ご案内させていただきます。 	藤沢聖苑のご調整 藤沢聖苑事務室 0466-22-2404 8:30～16:30 友引は休苑日です。